

分別収集計画書  
(第10期)

令和4年9月

洲本市

## 目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条 第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条 第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1 計画策定の意義

資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会を実現するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市では最終処分場を有していないため、大阪湾フェニックスへ灰などを運んで処理を行っている。しかし、最終処分場においては、2期神戸沖埋立処分場が概ね15年後には受入を終了する見込みとなっており、ひっ迫した状況が続くことが予想される。

このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、廃棄物の減量及び資源化を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となって3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組み、持続可能な社会の形成に向け、本計画を策定し、公表するものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R推進、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物をはじめとするごみの排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・市民・事業者への啓発事業等を通じて、ごみの減量化・資源化に対する意識高揚を図る。
- ・容器包装プラスチックを含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講じるよう努める。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

表1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（総量）（単位：t／年）

容器包装廃棄物項目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物 合計 (t)	1,937.1	1,900.6	1,867.9	1,841.5	1,811.0

表2 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（内訳）（単位：t／年）

容器包装廃棄物項目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器 (t)	56.3	54.2	50.6	48.8	45.5
アルミ製容器 (t)	65.0	64.1	64.7	65.5	64.8
無色ガラス製容器 (t)	140.0	134.0	128.0	122.6	117.2
茶色ガラス製容器 (t)	101.0	96.9	92.8	89.1	85.5
その他ガラス製容器 (t)	40.4	38.5	38.0	36.2	34.5
飲料用紙パック容器 (t)	54.8	52.7	52.0	51.5	49.6
段ボール (t)	368.1	363.4	358.7	355.2	351.7
その他紙製容器包装 (t)	334.9	330.6	326.4	323.2	320.0
ペットボトル (t)	108.3	106.4	105.4	104.5	103.7
その他プラスチック製容器 (t)	668.3	659.8	651.3	644.9	638.5
うち白色トレイ	14.4	14.3	14.1	13.9	13.8

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実行する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・分別収集の回収拠点ごとに推進員をおき、適正な分別収集を図る。
- ・環境教育、啓発活動の充実

「エコひろば洲本」を中心に環境学習の推進、地域の環境保全などの取組みに関する情報発信などを展開することで、環境に関する意識の高揚を図る。

また、学校や地域社会の場における環境教育、リサイクルの取組みやごみ処理施設におけるごみ分別体験など、あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費等、ごみ処理の状況についての情報を提供し認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

なかでも、「リサイクル」のみならず、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の重要性についての知識の普及を図る。

- ・マイバッグ運動の拡充を図る（小売店の店頭等での啓発や広報活動）

レジ袋等の小売包装を減らすため、マイバック持参の徹底等の啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での小売包装の抑制を図る。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の促進。
- ・マイコンテナ（容器）の持参活動を推進し、飲食店から発生する容器包装の抑制を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、洲本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	無色のびん
	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	その他の色のガラス製容器	その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチックトレイ （白色トレイ）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	25.7		25.5		25.1		24.9		24.6	
主としてアルミ製の容器	48.0		47.3		46.8		46.3		45.9	
無色のガラス製容器	計 70.8		計 69.9		計 69.0		計 68.4		計 67.7	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	70.7	0.1	69.8	0.1	68.9	0.1	68.3	0.1	67.6	0.1
茶色のガラス製容器	計 82.4		計 81.3		計 80.3		計 79.5		計 78.7	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	82.3	0.1	81.2	0.1	80.2	0.1	79.4	0.1	78.6	0.1
その他の色のガラス製容器	計 31.8		計 31.4		計 30.9		計 30.6		計 30.3	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	31.8		31.4		30.9		30.6		30.3	
主として紙製の容器であって飲料を 充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用 されているものを除く。)	15.7		15.5		15.3		15.1		14.9	
主として段ボール製の容器	225.4		222.5		219.7		217.6		215.3	
主として紙製の容器包装であって 上記以外のもの	計 42.3		計 41.8		計 41.2		計 40.8		計 40.4	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
		42.3		41.8		41.2		40.8		40.4
主としてポリエチレンテレフタート (PET)製の容器であって飲料又は醬 油等を充てんするためのもの	計 48.0		計 47.3		計 46.8		計 46.3		計 45.8	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	37.5	10.5	37.0	10.3	36.6	10.2	36.2	10.1	35.8	10.0
主としてプラスチック製の容器包装 であって上記以外のもの	6.1		6.1		6.0		6.0		5.9	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理
	1.4	4.7	1.4	4.7	1.4	4.6	1.4	4.6	1.4	4.5
うち白色トレイ	2.0		2.0		2.0		2.0		2.0	
	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量	引渡 量	独自 処理	引渡 量	独自 処理	引渡 量
	1.4	0.6	1.4	0.6	1.4	0.6	1.4	0.6	1.4	0.6
合計	596.2		588.6		581.1		575.5		569.5	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

【分別基準適合物等の収集実績(令和元年度～3年度分別収集量実績平均値)】×【人口見込数】

+ 【集団回収実績量から見込まれる収集量】

+ 【店頭回収実績量から見込まれる収集量】

+ 【粗大ごみ処分場混在分から見込まれる収集量】(スチール缶容器、アルミ缶容器のみ)

人口見込数については、次のとおり設定した

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
人口見込数	42,064	39,544	39,042	38,540	38,162	37,784

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会やPTA等により実施されている集団回収及びスーパー等で実施されている店頭回収の対象である容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を継続して行うこととする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	市による定期収集、公共施設拠点回収、住民団体による集団回収、スーパー店頭	市 民間業者
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色のびん	市による定期収集、公共施設拠点回収、スーパー店頭	市 民間業者
	茶色のガラス製容器	茶色のびん		
	その他のガラス製容器	その他の色のびん		



紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集、公共施設拠点回収、住民団体による集団回収、スーパー店頭	市 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期収集、公共施設拠点回収、住民団体による集団回収	市 民間業者
	その他の紙製容器	雑誌・その他の紙	市による定期収集、公共施設拠点回収、住民団体による集団回収	市 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集、公共施設拠点回収、スーパー店頭	市 民間業者
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	市による定期収集、公共施設拠点回収、スーパー店頭	市 民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	スーパー店頭	民間業者

#### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集をするものとしたすべての容器包装廃棄物については、ストックヤードにて市で選別、保管するものとする。

#### 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・各町内会の分別推進員と連携を密にし、市民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。